

北海道受動喫煙防止対策推進プラン 新旧対照表

新 案(案)	旧 素案	修正理由
<p>(名称) 北海道受動喫煙防止対策推進プラン</p>	<p>(名称) 北海道受動喫煙防止対策推進プラン(仮称)</p>	名称を確定
<p>第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策</p> <p>1 普及啓発</p> <p>「ポータルサイトによる情報提供」 「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、<u>道民、20歳未満、妊婦、保護者、道内滞在者、外国人、市町村、事業者、関係団体等の対象ごとに、受動喫煙の防止に関して、きめ細やかな情報提供を行う。</u></p> <p><u>「子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ」</u> <u>受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることについて、市町村や関係団体等と連携をとりながら、家庭や職場等への普及啓発を行う。</u></p>	<p>第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策</p> <p>1 普及啓発</p> <p>「ポータルサイトによる情報提供」 「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、20歳未満、妊婦、道内滞在者、市町村、事業者、関係団体等の対象ごとに、受動喫煙の防止に関して、きめ細やかな情報提供を行う。</p> <p><u>「妊婦への普及啓発」</u> <u>市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる健康影響を減らすため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響などの情報を提供する。</u></p>	<p style="text-align: center;">事務局による修正</p> <p style="text-align: center;">条例の基本理念に即した追記</p> <p>※旧記載内容は、「2 学習機会の確保」に移動</p>
<p>2 学習機会の確保</p> <p>「妊婦等への知識の普及」 市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間（3月1日～8日）やがん征圧月間（9月及び10月）においてリーフレットを配布するなど、妊婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行う。 <u>また、市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる健康被害を無くすため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響等の情報を提供する。</u></p>	<p>2 学習機会の確保</p> <p>「妊婦等への知識の普及」 市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間（3月1日～8日）やがん征圧月間（9月及び10月）においてリーフレットを配布するなど、妊産婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行う。</p>	<p style="text-align: center;">事務局による修正</p> <p>※「1 普及啓発」から移動</p> <p style="text-align: center;">条例の基本理念に即した修正 (健康被害を無くす)</p>

新 案 (案)	旧 素案	修正理由
<p>5 体制の整備</p> <p>「道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)」 「すこやか北海道21」の推進について学識経験者等からの意見聴取を行うために設置した「道民の健康づくり推進協議会」の下に「受動喫煙防止対策専門部会」を設置し、受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討等を行う。</p>	<p>5 体制の整備</p> <p>「道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)」 <u>北海道健康増進計画</u>「すこやか北海道21」の推進について学識経験者等からの意見聴取を行うために設置した「道民の健康づくり推進協議会」の下に「受動喫煙防止対策専門部会」を設置し、受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討等を行う。</p>	<p>事務局による修正</p>
<p>第9 その他の取組</p> <p>条例で規定していない歩きタバコ等の防止や<u>三次喫煙</u>(<u>サードハンドスモーク</u>)への対応について、受動喫煙防止対策と合わせて普及啓発に取り組みます。</p> <p>「サードハンドスモークへの対応」 喫煙者からの副流煙や吐き出す煙による直接的な受動喫煙(二次喫煙)による悪影響のほか、衣類や室内に付着した煙の成分から生じる残留タバコ煙、いわゆる「サードハンドスモーク」について、厚生労働省のホームページなどで情報提供が行われている。 サードハンドスモークについては、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていないが、受動喫煙の防止と合わせ、適切な情報を周知していく。</p>	<p>第9 その他の取組</p> <p>条例で規定していない歩きタバコ等の防止やサードハンドスモークへの対応について、受動喫煙防止対策と合わせて普及啓発に取り組みます。</p> <p>「サードハンドスモークへの対応」 喫煙者からの副流煙や吐き出す煙による直接的な受動喫煙(二次喫煙)による悪影響のほか、衣類や室内に付着した煙の成分から生じる残留タバコ煙、いわゆる「サードハンドスモーク」(<u>三次喫煙</u>)について、厚生労働省のホームページなどで情報提供が行われている。 サードハンドスモークについては、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていないが、受動喫煙の防止と合わせ、適切な情報を周知していく。</p>	<p>厚生労働省ホームページの記載に準拠</p> <p>事務局による修正</p>